

令和8年度学童クラブ入会申込み案内

●入会条件

- ①市立小学校又は義務教育学校に就学中の児童であること。
- ②保護者等が就労、疾病その他やむを得ない理由により昼間家庭において当該児童を保護することが困難であると認められる事情があること。
- ③開設時間中の送迎が可能であること。

●登録期間・開設日等

登録期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（年度ごとの登録となります）			
開設日	①授業が行われる月～金曜日②小学校の授業の休業日（夏休み等の長期休業日等） ③第1土曜日④振替休業日⑤県民の日			
休業日	①国民の祝日②第1土曜日を除く土曜日及び日曜日③8月13日～15日④12月29日～翌年1月3日			
開設時間	平日	放課後～午後6時15分	長期休業日	午前7時45分～午後6時15分
			第1土曜日等	午前8時～午後6時15分

●申込み方法

◎4月1日から利用を希望する場合

(1) 専用窓口受付期間 ※先着順ではありません

申込区分	期間	時間	場所
新規・継続	令和7年12月2日(火)～8日(月)	24時間受付可能	 オンライン(※推奨) 左記二次元コードより 申込み
	令和7年12月2日(火)～5日(金)	9:00～18:30	子育て支援・多世代交流施設 ふぁみりこらぼ 101研修室（石川町11-1） ※那珂湊支所では受付を行いません
	令和7年12月7日(日)	9:00～15:00	
	令和7年12月8日(月)	9:00～18:30	
継続のみ	令和7年12月2日(火)～5日(金)	13:30～18:15	各公立学童クラブ

(2) 専用窓口受付終了後の受付期間について

市HPをご確認ください	上記受付期間終了後も「オンライン」及び「青少年課（ふぁみりこらぼ内）」にて、随時受付を行っております。詳しい受付スケジュールは下記市ホームページの二次元コードよりご確認ください。 ※申込み日によって、判定結果を送付します。なお、申込み人数が多い場合には入会待機となります。 4月15日以降の利用を希望する場合のスケジュールについても、下記市ホームページの二次元コードからご確認ください。
-------------	--

(必要書類)

① 学童クラブ入会申込書	 市HPはこちらから
② 家庭状況申立書兼調査票	
③ 学童クラブの利用を必要とする理由に伴う下記の添付書類（保護者の人数分必要です）	
・ 就労の場合	就労証明書 ※申込時点において3か月以内に作成されたものが有効です。 ※就労予定の方は、就労開始後に再提出が必要。
・ 妊娠・出産の場合	母子健康手帳の写し又は妊娠証明書（予定月から産前2か月、産後2か月まで利用可） 例）出産予定月6月10日→利用可能月は4月～8月末日※出産月5月になった場合は7月末日まで ※出産予定日が記載してある箇所も添付してください。
・ 疾病・障害の場合	要看護者分の診断書又は身体障害者手帳・療育手帳等の写し
・ 介護の場合	要介護者の診断書又は介護保険証の写し
・ 就学の場合	在学証明書及び履修表等
※記入漏れ及び提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。	

《裏面へ》

●入会の決定

- ・利用可能人数を上回る申込みがあった場合、家庭状況等により審査を行います。
- ・審査の結果、入会を待機していただく場合があります。
- ・入会の可否は、後日郵送する通知書(入会承認・入会待機)でご確認ください。
申込み時期によって発送時期が異なります。表面の二次元コードより市ホームページにアクセスし、ご確認ください。

●保育料

世帯区分	8月以外の月	8月
(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯	2, 000円	4, 000円
(2) ①生活保護世帯 ②就学援助世帯 ③災害その他の特別の事由により保育料を納付することが著しく困難な世帯	0円	0円

- ・保育料は、入会児童1人当たりの金額です。兄弟利用の場合は、人数分の保育料がかかります。
- ・保育料は利用日数に関わらず定額です。月の途中で入会又は退会した場合も同様です。
- ・申込時の利用希望月に基づき保育料がかかります。
- ・(2)に該当する方は、下欄の区分に応じた書類を提出いただくか、別紙同意書に署名等してください。
(※提出がないもしくは、非該当になった場合には保育料がかかります。)

(2)①世帯	被保護世帯であることを証する書類(生活保護受給証明書等の写し)
(2)②世帯	当該援助を受けていることを証する書類(就学援助費受給者決定通知書等の写し)
(2)③世帯	必要書類(詳細は青少年課までお問い合わせください)

●納入方法

- ・保育料は原則、口座振替により、毎月1日から月末までの保育料を、当該月の28日(休日の場合は翌営業日)に、指定口座より引き落としします。口座振替が出来なかった場合には、納付書にて納入していただきます。
- ・入会決定後、「ひたちなか市市税等預金口座振替書」を用いて、指定金融機関で口座登録を行ってください。
詳細は、入会決定時にご案内します。

●保険加入

- ・学童クラブでの活動中や送迎中の事故やケガに対する補償は、教育委員会で加入する保険の範囲内でその費用を負担します。

●退会する場合

☆重要☆

- ・退会する場合は、退会する月の前月末までに「学童クラブ退会申出書」を青少年課又は学童クラブまでご提出ください。
(※毎月1日時点の在籍児童に保育料がかかりますので、ご注意ください。)
(例)6月以降の保育料がかからずに退会する場合・・・5月末までに退会申出書を提出

●利用月を変更する場合

☆重要☆

- ・利用月を変更する場合は、当該月の前月末までに「学童クラブ利用月変更届」を青少年課又は学童クラブまでご提出ください。(※毎月1日時点の在籍児童に保育料がかかりますので、ご注意ください。)

問合せ先

〒312-0057 ひたちなか市石川町11番1号
ひたちなか市教育委員会事務局青少年課
電話 029-272-5883